

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法			法令番号	昭和27年法律239号		
手続名	旅行サービス手配業の変更届出			根拠条項	第27条		
審査基準	旅行業法第27条及び旅行業法施行規則第45条による。						
	受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課	標準処理期間 20日
						標準経過期間 日	目次 No.